

# 第3子以上の子育て家族に係る育児費用助成金

平成30年4月以降に第3子以降のお子さんが生まれ、その子が就学するまでの期間、1世帯につき毎年度育児費用を15,000円分助成します

申請方法は簡単！次の①～③を用意し市役所子ども未来課窓口へ

- ① 助成金支給申請書兼請求書（市役所窓口にあります）
- ② 振込先の通帳またはカード
- ③ 助成金の対象となるものの支払い証明となるレシートや領収書など

「7歳未満児の～」の記載がなくても、購入したものがわかれば申請できるようになりました。レシートだけでもOK!!

助成金の対象となるものは以下のとおり

## ■養育に必要な物品の購入費

(例)衣類、靴、おむつ、ミルク、絵本、離乳食、おもちゃなどの購入費

【助成金申請時に必要なもの】

購入したものが就学前の子どものものであるとわかるレシートや領収書など

## ■任意の予防接種にかかる経費

おたふくかぜ、インフルエンザ、A型肝炎の予防接種の経費

【助成金申請時に必要なもの】

母子健康手帳、領収書



## ■次の事業を利用してお子さんを一時的に預ける経費

領収書のほか、施設利用報告書などをご用意ください

### ▼一時預かり保育の利用

就学前の児童を市内の保育所や認定こども園で一時的に預かります

市内12施設の情報はこちらから↑



### ▼子育て短期支援事業の利用

お子さんの養育が一時的に困難になった場合に、県内の専門施設で一定期間お預かりします。

子ども未来課 0183-55-8275

### ▼ファミリーサポートセンターの利用

買い物やリフレッシュなどの目的で子どもを預けたい人向け（会員登録が必要）

湯沢市ファミリーサポートセンター

湯沢市柳町2-1-39

0183-73-3321



### ▼病児・病後児保育事業の利用

体調のすぐれないお子さんを、保護者に代わって専用の施設で預かります（生後8週～）

雄勝中央病院内6階「はぐくみ」

0183-72-8585



－ 申請にあたって －

- できるだけ対象経費の総額が15,000円以上になってからの申請にご協力ください
- レシートや領収書等は申請時に一時お預かりし、助成金額決定後、郵送にて返却いたします
- 支払い内容や購入物品が不明瞭なものは助成の対象とすることができません
- 振込は、申請から3～4週間程度要することがあります
- 3月31日を過ぎると、その年度の申請が認められない場合がありますので、期限に余裕をもって申請してください